我孫子市いじめ防止対策推進条例

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)に関する基本理念を定め、並びに市、学校、保護者、市民等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することにより、児童等が安心して生活し、健やかに成長することができる環境をつくることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
 - (2) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
 - (3) 市立学校 我孫子市立小学校設置条例(昭和39年条例第9号)第 2条に規定する小学校及び我孫子市立中学校設置条例(昭和39年条 例第10号)第2条に規定する中学校をいう。
 - (4) 児童等 市内に居住し、又は市内の学校に在籍する児童又は生徒を いう。
 - (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童等を現に 監護するものをいう。
 - (6) 市民 市内に居住する者をいう。
 - (7) 関係機関等 警察署、児童相談所その他の児童等のいじめに関係す

る機関及び団体をいう。

(8) 事業者等 市内に事業所を有する個人又は法人その他の団体で、事業を営むものをいう。

(基本理念)

- 第3条 いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめ が絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者とな ることのない環境を整えることを基本として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識して、市、学校、保護者、地域社会及び関係機関等の連携の下、取り組まれなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、学校、保護者、地域社会及び関係機関等と協力して、本市の実情に応じたいじめの防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。
- 2 市は、学校の設置者として市立学校におけるいじめの防止等に関する施策 を第一義的に実施する責務を有し、積極的な施策を講ずるものとする。
- 3 市は、市外に所在する学校に通学する児童等に係るいじめの防止等のため、当該学校の所在する地方公共団体及び関係機関等と必要な協力を行うものとする。

(市以外の学校の設置者の役割)

第5条 市内に所在する市以外の学校の設置者は、その設置する学校における いじめの防止等のために必要な措置を講ずるものとする。

(市立学校及びその教職員の責務)

第6条 市立学校及びその教職員は、当該市立学校に在籍する児童等の保護者、地域社会及び関係機関等との連携を図りつつ、児童等自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる環境を整える等、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該市立学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切にこれに対処するものとする。

- 2 市立学校は、いじめへの対応に当たり、当該市立学校の教職員等の間に おける情報の共有及び協力体制の構築を適切に行うものとする。
- 3 市立学校の教職員は、自らの言動が児童等に大きな影響を与えることを 十分に認識して、児童等に適切な指導を行うものとする。

(保護者の役割)

- 第7条 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 2 保護者は、いじめが絶対に許されない行為であることをその保護する児童等に十分理解させ、当該児童等がいじめを行うことのないよう、必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 3 保護者は、市及び市立学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(市民及び事業者等の役割)

- 第8条 市民及び事業者等は、それぞれの地域において、児童等に対する見守り、児童等との交流の機会の確保その他の安心して児童等が過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。
- 2 市民及び事業者等は、いじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認められる場合には、市、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

(児童等の役割)

- 第9条 児童等は、互いに思いやり、ともに支えあいながら、いじめのない学 校生活を送ることができるよう努めるものとする。
- 2 児童等は、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努めるものとする。

(財政措置)

第10条 市は、いじめの防止等のための施策を推進するため、必要な財政上 の措置を講ずるよう努めるものとする。

(我孫子市いじめ防止基本方針)

第11条 市は、法第12条の規定により、本市の実情に応じたいじめの防止 等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下こ

- の条において「我孫子市いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。
- 2 我孫子市いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) いじめの防止等のための対策の基本的な考え方に関する事項
 - (2) いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
 - (3) 重大事態(法第28条第1項に規定する重大事態をいう。以下同じ。) への対処に関する事項
 - (4) いじめの防止等のための対策の評価及び検証方法に関する事項
- 3 市は、いじめに関する状況の変化を勘案し、及びいじめの防止等のための対策に関する評価を踏まえ、我孫子市いじめ防止基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 4 市は、我孫子市いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞な く、これを公表するものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

- 第12条 市立学校は、法第13条の規定により、当該市立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針(次項において「学校いじめ防止基本方針」という。)を定めるとともに、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 2 前条第4項の規定は、学校いじめ防止基本方針について準用する。 (相談体制及び情報収集体制の充実)
- 第13条 市は、児童等、保護者、市立学校の教職員その他のいじめの防止等 に関係する者が安心して相談でき、その相談に速やかに対応できるよう、い じめに関する相談体制の充実を図るものとする。
- 2 市は、児童等のいじめに関する情報の収集を行うとともに、迅速かつ適切 な対応ができる体制の充実を図るものとする。

(予防及び早期発見)

第14条 市は、児童等自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考える ことができる取組、児童等が互いに良好な関係を築くことができる取組その 他いじめの予防のための対策を講ずるものとする。 2 市は、いじめの早期発見に努めるとともに、発見したいじめに対しては迅速かつ適切な措置を講ずるものとする。

(人材の確保及び資質の向上)

- 第15条 市は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。
 - (1) 研修の充実を通じた市立学校の教職員の資質の向上
 - (2) 生徒指導に係る体制等の充実のための教職員の配置
 - (3) 心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって、いじめの防止を含む教育相談に応じるものの配置
 - (4) いじめへの対処に関し助言を行うため、市立学校の求めに応じて派 遣される者の確保

(啓発)

- 第16条 市は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止すること の重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について、必要な広報その 他の啓発活動を実施するものとする。
- 2 いじめの防止等に関する市民の理解を深めるため、毎年4月をいじめ防止 啓発強化月間とする。

(インターネットを通じて行われるいじめ対策)

第17条 市は、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を推進 するため、関係機関等と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

- 第18条 市は、いじめの防止及び早期発見のための方策その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。 (我孫子市いじめ問題対策連絡協議会)
- 第19条 市は、法14条第1項の規定に基づき、我孫子市いじめ問題対策連 絡協議会(以下この条において「連絡協議会」という。)を置く。
- 2 連絡協議会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進
- (2) いじめの防止等に関する施策、措置等の検証
- (3) 市が実施するいじめの防止等のための対策に関する審議
- (4) 市立学校で重大事態が発生した場合における事実の確認及び審査
- 3 前項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項 は、市長が別に定める。

(我孫子市いじめ防止対策委員会)

- 第20条 教育委員会に、法第14条第3項の規定に基づき、我孫子市いじめ 防止対策委員会(以下この条において「対策委員会」という。)を置く。
- 2 対策委員会は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) いじめの防止等に関する調査研究
 - (2) 教育委員会が実施するいじめの防止等のための対策に関する審議
 - (3) 市立学校で重大事態が発生した場合における事実の確認並びに調査 及び審査
- 3 前項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(重大事態への対応)

第21条 市は、重大事態が市立学校で発生した場合には、関係機関と連携して、法第5章に規定する対処等を迅速かつ適切に行うものとする。

(我孫子市いじめ再調査委員会)

- 第22条 市長は、法第30条第2項の規定に基づき、我孫子市いじめ再調査 委員会(以下この条において「再調査委員会」という。)を置くことができ る。
- 2 再調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項 は、市長が別に定める。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定 める。 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部改正)

2 我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和31年条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)
(1)の表 略		(1)の表 略
(2) 附属機関の委員等		(2) 附属機関の委員等
区分	報酬の額	区分報酬の額
社会教育委員の	略	社会教育委員の略
項から消防審議		項から消防審議
会委員の項まで		会委員の項まで
略		略
子ども・子育て	略	子ども・子育て略
会議委員		会議委員
いじめ問題対	日額 7,000円	
策連絡協議会		
委員		
いじめ防止対	日額 7,000円	
策委員会委員		
いじめ再調査	日額 7,000円	
委員会委員		
(3)の表及び(4)の表 略		(3)の表及び(4)の表 略

附 則 (平成 28 年 3 月 22 日条例第 19 号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。